

室蘭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性への理解が進むことにより、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰もが個性や能力を発揮できる共生社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみではない者、または性自認が戸籍上の性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いに人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有する又は宣誓の日から3か月以内に市内へ転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がおらず、かつ、宣誓に係る相手方以外にパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと。ただし、双方の関係が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
若しくは本市への転入を予定していることがわかる書類
- (2) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は配偶者がいないことを証明できる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第2号に規定する本市に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に、住民票の写し等本市への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、提出があった宣誓書及び添付書類等を確認し、適当であると認めるときは、当該宣誓した者(以下「宣誓者」という。)に対してパートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号。以下これらを「受領証等」という。)に、宣誓書の写しを添付して交付するものとする。

(子に関する記載)

第7条 宣誓をしようとする者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にしている未成年の子(実子又は養子をいう。以下「子」という。)がいる場合であって、受領証等に当該子の記載を希望するときは、子に関する届出書(様式第4号)に、当該子の年齢および同居の事実が確認できる書類を添付して市長に提出するものとする。宣誓後に新たに当該子の記載を希望するときも同様とする。

(受領証等の再交付)

第8条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損その他の事情により当該受領証等の再交付を希望する場合は、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号)により、受領証等の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があった場合において適当と認める時は、受領証等を再交付する。

(受領証等の変更)

第9条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容及び受領証等の記載事項に変更が生じた場合(次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届(様式第6号)に受領証等及び次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあっては、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)その他戸籍上の氏名を証する書類(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(2) 住所の変更の場合にあつては、住民票の写しその他現住所を証する書類（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の規定により変更届の提出があつたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき

(2) 一方が死亡したとき

(3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき（第12条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出する場合を除く。）

(4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

(宣誓の無効)

第11条 次の各号いずれかに該当する宣誓は無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、要件に該当しなくなった時点以降に限り無効とする。

(1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があつたとき

(3) 第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき

2 市長は、前項の規定により宣誓が無効となった場合は、宣誓者に交付した受領証等の返還を求めるものとする。ただし、返還を求めることができないときは、この限りでない。

(自治体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であつて、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第8号）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証等（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第10条に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続している受領証等の再交付については、第8条の規定を準用する。

(周知啓発)

第13条 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行

われるよう、周知及び啓発活動を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 パートナーシップの宣誓をするために必要な行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。

パートナーシップ宣誓書

室蘭市長 様

私たちは、室蘭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、双方が互いのパートナーであることを宣誓します。

年 月 日

	宣誓者	宣誓者
ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
※代筆者の 氏名・住所		

(裏面)

パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、室蘭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするにあたり、次の確認事項の記載事実と相違ないことを確認します。

記入日 年 月 日

1. 宣誓者

氏名		
(通称名使用の場合) 戸籍上の氏名		
電話番号		

2. 確認事項

要綱の規定	項目	確認欄
第2条第2号	一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いに人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした関係であること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1号	双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号	① 双方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	② 一方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	③ 少なくともいずれか一方が本市へ転入を予定している。 (転入予定日： 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条第3号	双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係（他の自治体を実施するパートナーシップ制度の利用を含む。）にないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。	<input type="checkbox"/>

【添付書類】

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの）若しくは本市への転入を予定していることがわかる書類
- ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は配偶者がいないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの）
- ・通称名を使用する場合は、その通称名が日常的に使用されていることが確認できる書類

パートナーシップ宣誓書受領証

_____様

（ 年 月 日生）

_____様

（ 年 月 日生）

室蘭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、提出されたパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

室蘭市長



(裏面)

<注意事項>

- 1 この宣誓書受領証は、室蘭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従ってお取り扱いください。
- 2 次の場合は、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
 - (1) パートナーシップが解消されたとき
 - (2) 一方が死亡したとき
 - (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき（第12条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出する場合を除く。）
 - (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

【特記事項】

※特記事項欄には、通称名を使用している場合には戸籍上の氏名を、子に関する記載の届出をした場合には、該当する子の氏名・生年月日・宣誓者との関係を記載する。

～この宣誓書受領証の提示を受けた方へ～


室蘭市では、性的マイノリティの方が抱える日常生活の困難や生きづらさの軽減を図り、さらに、市民一人ひとりが多様な性や生き方を認め合い、誰もが個性や能力を發揮できる共生社会の実現を目指し、「室蘭市パートナーシップ宣誓制度」を設けています。

この制度は、互いを人生のパートナーとして日常の生活において、相互に協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを室蘭市が証するものです。

法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

様式第3号（第6条関係）

（表面）

 パートナーシップ宣誓書受領証カード	
室蘭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓書を受領したことを証します。	
本人氏名	パートナー氏名
_____ 様	_____ 様
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）
第 号	
年 月 日	
室蘭市長	印

（裏面）

受領証カードの提示を受けられた方へ
この受領証カードは、互いを人生のパートナーとして日常の生活において、相互に協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを室蘭市が証するものです。
法的効力を有するものではありませんが、この受領証カードの提示を受けた方は、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。
【特記事項】（戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）、未成年の子の氏名等）

【問合せ先】室蘭市 課（電話 _____）

備考

背景等は、適宜意匠を加えるものとする。

子に関する届出書

室蘭市長 様

室蘭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定に基づき、下記の者について、パートナーシップ宣誓書受領証等への記載を希望しますので届け出ます。

年 月 日

1. 子（宣誓者の一方又は双方と同居し、生計を一にする未成年の実子又は養子）

ふりがな 氏 名			
(通称名使用の場合) 戸籍上の氏名			
生年月日	年 月 日	年齢	歳
住 所			

※子に関する記載は、子が成年に達するまで有効とします。

2. 宣誓者

上記の子の実親または養親		左記の者のパートナー	
氏 名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住 所			

3. 届出者（宣誓者のいずれかに限る。）

氏 名	
連絡先	

【添付書類】

- ・宣誓者との関係が確認できる書類（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）など）
- ・子の年齢及び同居の事実が確認できる書類（住民票の写しなど）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

室蘭市長 様

室蘭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、以下のとおりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

年 月 日

1. 宣誓者

氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓年月日	年 月 日	

2. 再交付を希望する書類

- パートナーシップ宣誓書受領証
 パートナーシップ宣誓書受領証カード

3. 再交付を希望する理由

- 紛失
 毀損・汚損
 その他（ ）

4. 申請者（宣誓者のいずれかに限る。）

氏 名	
住 所	
連絡先	

※申請者の本人確認書類を提示してください。

※紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等を返却してください。

(裏面)

室蘭市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定等を締結している自治体から転入し、転入元自治体の交付書類の返還及び室蘭市パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を希望される方は、当該自治体に通知する必要がありますので、ご記入ください。

本申請書の写しを転入元の自治体へ提供することに同意します。

氏名 _____

氏名 _____

【確認事項】

要綱の規定	項目	確認欄
第2条第2号	一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いに人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした関係であること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1号	双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号	① 双方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	② 一方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	③ 少なくともいずれか一方が本市へ転入を予定している。 (転入予定日： 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条第3号	双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係（他の自治体を実施するパートナーシップ制度の利用を含む。）にないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。	<input type="checkbox"/>

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届

室蘭市長 様

室蘭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

年 月 日

1. 宣誓者

氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓年月日	年 月 日	

2. 変更事項

変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> その他（ ）
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

3. 申請者（宣誓者のいずれかに限る。）

氏名	
住所	
連絡先	

※申請者の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

- ・変更内容が確認できる書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、住民票の写し等）
- ・パートナーシップ宣誓書受領証および宣誓書受領証カード

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

室蘭市長 様

室蘭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定に基づき、以下のとおり受領証等を返還します。

年 月 日

1. 宣誓者

氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓年月日	年 月 日	

2. 返還理由

- パートナーシップの解消
- 宣誓者の死亡
- 双方が市外に転出
- その他（内容： _____ ）

3. 届出者（宣誓者のいずれかに限る。）

氏 名	
住 所	
連絡先	

※届出者の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

- ・パートナーシップ宣誓書受領証および宣誓書受領証カード

パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

室蘭市長 様

室蘭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第12条の規定に基づき、以下のとおり受領証等の継続使用を申請します。

また、本申請書の写しを転出先の自治体へ提供することに同意します。

年 月 日

1. 宣誓者

ふりがな 氏 名		
(通称名使用の場合) 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓年月日	年 月 日	
現住所		
新住所		
転出年月日	年 月 日	

2. 申請者（宣誓者のいずれかに限る。）

氏 名	
連絡先	

※申請者の本人確認書類を提示してください。